

一般国道2号西広島バイパス佐方サービスエリア及び
一般国道2号松永道路今津パーキングエリア占用希望者募集要項

国土交通省中国地方整備局（以下、「道路管理者」という。）が管理する一般国道2号西広島バイパス佐方サービスエリア（上り・下り）（以下、「佐方SA」という。）及び一般国道2号松永道路今津パーキングエリア（以下、「今津PA」という。）に設置された休憩所等道路サービス施設（以下、「占用許可施設」という。）の3施設について、占用許可施設の効率的な運営と適正な道路管理を行うことを目的として、道路法第32条に基づき占用する事業者（以下、「占用者」という。）を公募します。

応募される方は、この募集要項をお読みいただき、内容をご承知のうえ申し込みください。

■ 1 施設等概要

1) 箇所：位置図（別紙1）のとおり

2) 施設概要：

①佐方SA（上り）			
場所	一般国道2号(西広島バイパス)上り 広島県廿日市市佐方字宮の上962-1地先		
施設	道路施設	駐車場 (面積)	小型 29台 大型 10台 身体障害者用 1台 計 40台 2,863 m ²
		トイレ (面積)	男性用 小5基 大3基 女性用 5基 身体障害者用 1基 75 m ²
	占用許可施設	物販施設 飲食施設	占用面積 208 m ²
		給油施設	占用面積 464 m ²
共用施設	受水槽、浄化槽		

②佐方SA（下り）			
場所	一般国道2号(西広島バイパス)下り 広島県廿日市市佐方字宮の上962-1地先		
施設	道路施設	駐車場 (面積)	小型 47台 大型 10台 身体障害者用 1台 計 58台 6,817 m ²
		トイレ (面積)	男性用 小5基 大3基 女性用 5基 身体障害者用 1基 75 m ²
	占用許可施設	物販施設 飲食施設	占用面積 502 m ²

	給油施設	占用面積 514 m ²
	共用施設	受水槽、浄化槽

③今津PA（上り）			
場 所	一般国道2号(松永道路)上り 広島県福山市今津町字為安2077		
施 設	道路施設	駐車場 (面積)	小型 29台 大型 23台 身体障害者用 2台 計 54台 4,892 m ²
		トイレ (面積)	男性用 小5基 大3基 女性用 5基 身体障害者用 1基 89 m ²
	占用許可施設	物販施設 飲食施設	占用面積 419 m ²
	共用施設	受水槽、浄化槽、ポンプ室	

3) 現行の占用許可施設の状況

名 称	施設の状況	営業時間	実施内容
佐方SA (上り)	物販施設	7:00～20:00 休日とも	飲食物、たばこ、旅行用雑貨等
	飲食施設	7:00～20:00 休日とも	軽食の調理提供
	給油施設	6:00～22:00 休日とも	給油・修理
佐方SA (下り)	物販施設	7:00～21:30 休日とも	飲食物、たばこ、旅行用雑貨等
	飲食施設	6:00～22:00 休日とも	軽食の調理提供
	情報施設	平日 8:30～17:15 (有人による案内時間)	道案内／道路情報の提供（通行規制情報など）／道路管理者の要請による道路管理への協力（広報など）
	給油施設	6:00～22:00 休日とも	給油・修理
今津PA (上り)	物販施設	平日 8:00～21:00 休日 9:00～20:00	飲食物、たばこ、旅行用雑貨等
	飲食施設	※売店に同じ	軽食の調理提供
	情報施設	平日 8:30～17:15	道案内／道路情報の提供（通行規制情報など）／道路管理者の要請による道路管理への協力（広報など）

※交通量は【参考】(1)、簿価等は【参考】(2)を参照して下さい。

- 2 募集条件 ※あわせて占用許可条件書（別紙2及び別紙3）をご参照下さい。

1) 占用条件

占用許可施設（佐方 SA 及び今津 PA）を一括して管理運営を行う占有者を募集します。

また、道路管理者が整備した佐方 SA 及び今津 PA の駐車場（歩道、通路、緑地及びベンチ含む。なお、佐方 SA については、歩道橋、地下道、給油施設が営業されない場合の跡地を含む。）、トイレ（以下、「道路施設」という。）についても一体的に清掃等の管理運営を行っていただきます。（平面図（別紙 2-2、別紙 2-3 及び別紙 3-2）を参照して下さい。）

なお、佐方 SA の占用許可施設のうち給油施設の管理運営については任意としますが、占有者を選定する際の評価項目として加点を行います。

2) 占用範囲

占用面積は、平面図（別紙 2-2、別紙 2-3 及び別紙 3-2）に示す占用許可施設の範囲内となりますので、それ以外の箇所を使用することはできません。

3) 占用期間

① 占用期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。ただし、新たに建物を設置する場合における占用期間は、現占有者が現存する建物の取り壊しを行い原状回復（以下、「原状回復」という。）した後から平成 31 年 3 月 31 日までとします。

② 平成 26 年 4 月 1 日において、現存する建物を使用する場合は当該建物を利用して、新たに建物を設置する場合は原状回復に支障とならない場所を利用して、必要最低限の道路サービスの提供を行って下さい（支障にならない場所については、道路管理者と調整して下さい。）。

なお、必要最低限の道路サービスとは、自動販売機等による飲料販売のことをいいます。

また、支障とならない場所を利用する場合、別途道路法第 3 2 条の道路占用許可及び道路法施行令第 19 条の 2 に基づく占用料の支払いが必要となります。

③ 占用期間の更新は、建物の耐用年数等を考慮のうえ最大 3 回まで更新可能とし、20 年間占有することが可能です。

なお、占有期間が満了した場合又は占有を廃止した場合は、道路法第 40 条（原状回復）の規定に基づき、占有者の負担で占用許可施設の撤去等原状回復を行う義務が生じます。

④ 道路管理上支障がある場合、又は占有者が道路占用許可条件に違反した場合は、占有期間内であっても許可の取消しあるいは変更等を命令する場合があります。

なお、この場合、占用許可施設の撤去等原状回復は占有者の負担で行うものとし、占有者への損失の補償は一切行いません。

4) 占用料

占用料は、道路法施行令第 19 条及び道路法施行規則第 4 条の 5 の 2 に基づき算定した額となります。（【参考】(3)）

占用料の支払いは、占有を許可した時に当該年度分を支払い、次年度以降については、当該年度の占用料を毎年会計年度当初に支払うものとし、既納の占用料は特別な場合を除き還付しません。

5) 基本条件

(営業日等)

- ① 占用許可施設は年中無休であり、定休日等はありません。
なお、占用許可施設の営業時間は、現行の営業時間を参考に提案して下さい。
また、酒類の販売は出来ません。

(利用可能範囲)

- ② 占用許可の範囲内のうち建物の軒先の範囲であれば、自動販売機等の設置に道路管理者の許可は不要ですが、建物の軒先の範囲を越える部分については、自動販売機及び商品等はもちろん、立て看板、のぼり等広告物の設置を行うことはできません。

(用途指定)

- ③ 占用許可された用途以外の用途に使用することはできません。

(営業の一部委託)

- ④ 営業の主たる部分(営業管理、営業方針の決定等)以外は、第三者に委託することが可能です。

(営業用建物等)

- ② 佐方SAについては、現存する建物を利用して営業を行うか、あるいは現占用者が原状回復した後に新たな建物を設置して営業を行うか、のいずれかとします。

また、現存する建物を利用する場合は、現占用者から建物の所有権の承継に関して合意を得る必要がありますので、選定後8月末までの間に現占用者の合意を得て下さい。

なお、現存する建物を利用する場合、内部の改装をすることは可能です。

いずれの形態で営業を行うかについて、提案書(別紙4-1)に記載して下さい。

- ③ 佐方SAについては、給油施設の設置は義務ではありませんので、給油施設の営業を行わない場合は、給油施設の範囲のみ原状回復を求めることは可能です。この場合、給油施設の範囲を占用し使用することはできません。

給油施設の営業を行う場合は、地下タンクは昭和49年設置のため、占用期間内に対策を求められることが予想されます。

また、現存する給油施設を利用する場合は、現占用者から施設の所有権の承継に関して合意を得る必要がありますので、選定後8月末までの間に現占用者の合意を得て下さい。

- ④ 今津PAについては、現建物の建築年数を考慮して、現存する建物を買っていただきますが、具体的な買取価格等については現占用者と協議して下さい。

また、現占用者から建物の所有権の承継に関して合意を得る必要がありますので、選定後8月末までの間に現占用者の合意を得て下さい。

なお、休憩所建物内部の改装をすることは可能です。

- ⑧ 提案内容にもとづき、物販施設及び飲食施設の営業形態やレイアウトを自由に変更することは可能です。

- ⑨ 上記のほか、道路利用者サービスの一環として、道路利用者の利便性の向上に資する施設を提案いただくことも可能です。

- ⑤ また、道路管理者の設置するトイレの改築、改修等を道路法第24条(道路管理者以外の者の行う工事)に基づき、占用者の負担で実施することもできます。

ただし、将来、道路管理者が占有者から引継ぎ後、施設維持の経費が大幅に上昇するものなどは、承認しないことがあります。

- ⑪ 占有許可後、現在の建物を建て替えることは可能ですが、占有期間は最大20年間であること、現在の建物の撤去費用は占有者の負担となることにご留意願います。
- ⑫ 現在、佐方SA（上り）には情報施設はありませんが、情報提供が可能なスペース等について提案を求めます。

6) 道路施設の維持管理等

- ① 平成26年4月1日から、道路施設の清掃及び日常的維持管理等（くずかご及び灰皿の設置、トイレの消耗品の交換並びにゴミ処理を含む。）を占有者の負担において行っていただきます。

また、その実施方法や体制等については提案書（別紙4-1）に記載して下さい。

なお、その内容は、別紙2-1の「一般国道2号西広島バイパス佐方サービスエリアの管理に関する覚書」及び別紙3-1の「一般国道2号松永道路今津パーキングエリアの管理に関する覚書」によるものとします。

ただし、提案内容により、覚書の内容が変更となる場合もあります。

- ② 道路施設で発生した事故その他の緊急事態を発見し、又はこれについて連絡を受けた場合は、速やかに道路管理者、警察、救急医療機関等へ連絡して下さい。
- ③ 災害その他非常事態に備え、防災訓練等に努めるとともに、非常事態が発生し、又は発生が予測される場合は、通行者の避難誘導その他の措置を講ずることができるようにして下さい。
- ④ 通行者に対する道案内等を行って下さい。
- ⑤ 道路管理者が行う情報等の提供その他道路管理者の要請により道路の管理に協力して下さい。
- ⑥ その他、道路施設の維持管理等に関して以下の事項について工夫・提案を求めます。
 - イ 道路管理者に対する協力等について（花壇及び緑地帯（歩道部を含む）の除草、樹木の剪定、草花の植え替え及び散水等の維持管理等）
 - ロ 長時間駐車（施設利用目的以外の車両放置）について（占有者が行える範囲での取り組み）

7) 占有許可に係る権利設定及び譲渡の禁止

当該占有許可に係る権利を他人に譲渡、転貸、あるいは担保に供することはできません。

ただし、あらかじめ道路管理者の許可を受けた場合は、この限りではありません。

8) 法令の遵守

道路法等関係法令、道路占有許可基準あるいは道路法第32条（道路の占有の許可）に基づく占有許可に際して附される道路法第87条（許可等の条件）に基づく必要な条件を遵守する必要があります。

9) 危険負担

交通量の減少、施設競合等による利用者減等の危険負担は、占有者が負うものとし、道路管理者は一切関知しません。

10) 損害賠償保険の加入

利用者等に損害を与えた場合に備え、損害賠償保険に加入して下さい。
なお、道路施設に係る損害についても、占有者の責任で解決して下さい。

11) 占有許可施設の改築、除却等

道路工事により占有許可施設が支障となる場合は、道路法第71条(道路管理者の監督処分)の規定に基づき、占有許可施設の改築、移転、除却等を命じる場合がありますので、占有者の負担で期間内に履行して下さい。

12) その他

- ① 占有許可施設に係る経理とその他を区分して経理して下さい。
- ⑥ イベントの開催等道路管理に支障のある営業行為は、道路管理者の判断で制限することがあります。
- ⑦ 許可条件は別紙2及び別紙3のとおりですが、この要項に定めのない事項等については、占有許可時に追加、変更することもあります。
- ④ 占有許可後、応募時の提案書の記載内容に関して、道路利用者の利便性の向上に資する事項等については見直しを行うことは可能です。その場合は事前に道路管理者に協議をして下さい。
- ⑤ 浄化槽維持費及び光熱水料金については、別途締結予定の維持管理に関する協定書の負担率により相当分を占有者にも負担していただきます。(【参考】(4))

■ 3 応募資格要件

1) 応募資格：次の①から⑤までの欠格事項のいずれにも該当しない法人に限り応募することができます。

- ①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に自発的に資金、便宜を供与する等協力し又は暴力団若しくは暴力団構成員を利用する等、これに交わりを持つ者)又は、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が実質的に経営を支配する法人
- ②役員に次の各号に該当する者がいる場合
 - ア 破産者で復権を得ていない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 成年被後見人、被補佐人
 - エ 暴力団又は暴力団員である者
 - オ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をも

って、暴力団又は暴力団を利用している者

カ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

③会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続又は更生手続開始の申立てがなされて、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定がなされていない者

④過去5年間に保健所等の行政機関から営業停止などの重大な処分を受けている場合

⑤直近3年間において、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がある場合

2) 失格事項：次の要件のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外し失格とします。

①提出書類の必要事項に記載がない場合、あるいは必要な書類が添付されていない場合

②提出書類に虚偽の記載があった場合

③期間内に提出書類等が提出されなかった場合

④その他不正行為があったと認められる場合

■ 4 応募申込手続き等

1) 申込み方法

①郵送で申込む場合（必ず簡易書留でお願いします。）

申込受付期間 平成25年4月25日～平成25年6月14日【必着のこと】

送り先 〒730-8530

広島市中区上八丁堀6-30

中国地方整備局 道路部 路政課 宛

②持参する場合

申込受付期間 平成25年4月25日～平成25年6月14日

【午前9時30分から午後5時まで、ただし、土・日・祝日を除く】

提出先

広島市中区上八丁堀6-30

中国地方整備局 道路部 路政課（広島合同庁舎2号館9階）

2) 質問書の提出

質問受付期限 平成25年6月12日

上記期限までに中国地方整備局道路部路政課あて電子メールにてご照会下さい。照会に際しては、法人の名称等必要事項及び質問事項を質問書（別紙6）に記載のうえ提出して下さい。

質問に対する回答は、原則として質問を受け付けた日の翌日から2日以内（休日は含まない。）に電子メールにて行います。

なお、質問書の送信時には、受信確認機能等を活用して下さい。原則として送受信トラブル等に関しては、道路管理者は一切責任を負いません。

また、質問内容から質問者が特定できるような質問にはお答えできませんのでご注意ください。

中国地方整備局道路部路政課メールアドレス senyokoubo@cgr.mlit.go.jp

3) 現地説明会

平成25年5月16日に佐方SA（上り・下り）、平成25年5月17日に今津PAの現地説明会を開催します。（両日とも午前10時から行います。）

参加については任意としますが、参加できない場合は、各自、必要に応じて現地の確認を行って下さい。

現地説明会に参加を希望される場合は、平成25年5月15日までに、現地説明会参加申込書（別紙5）に必要事項を記載のうえ、中国地方整備局道路部路政課あて電子メールにて提出して下さい。詳細については、電子メールでお知らせします。

中国地方整備局道路部路政課メールアドレス senyokoubo@cgr.mlit.go.jp

4) 応募に必要な書類（各1通）※提出された書類は返還いたしません。

①応募申込書（別紙4）
②提案書（別紙4-1）※イメージ図を除いてA4版6ページ程度 ／同種・類似業務実績／飲食施設／物販施設／情報施設／駐車場対策／給油施設／ 駐車場関係／トイレ関係／道路管理者への協力等／その他 ※記載例参照
③誓約書（別紙4-2）
④最近3ヶ年の損益計算書・貸借対照表・法人税申告書の写し・納税証明書
⑤法人登記全部事項証明書（履歴事項証明書）
⑥役員名簿及び経歴書（任意様式）
⑦印鑑証明書
⑧定款又は寄附行為
⑨その他必要と思われる書類（会社案内等）

注) 提案書（別紙4-1）は、佐方SA（上り）・佐方SA（下り）・今津PAの各施設ごとに提出をお願いします。

5) 内容の確認等

応募に必要な書類については、電話・FAX等で確認、質問等を行う場合があります。

期間内に回答が無い場合は、■3応募資格要件 2) 失格事項③期間内に提出書類等が提出されなかった場合に該当するものとして、審査の対象から除外することがあります。

■ 5 占用者の選定について

1) 選定方法

占用者は、学識経験者等で構成する道路サービス施設利用検討会（以下、「検討会」という。）において審議し選定します。（以下、検討会で選定された者を「占用予定者」という。）

選定に際し、検討会において評価の上位3～5社程度を対象にプレゼンテーションを求めることがあります。

なお、応募者及びそれと同一と判断される法人が選定までの間において、本公募等に関して検討会の委員に面談を求めたり、自らのPR資料を提出したりすることなどによって、自らを有利に、又は他者を不利にするよう働きかけることを禁じます。

2) 評価項目

道路法及び道路サービス施設占用許可基準に基づき、次の事項により、公平かつ客観的に審査し選定します。

【基本的項目】

評価項目	評価の着目点	判断基準	評価のウエイト
経営能力 (健全な財務状況)	過去3ヶ年の財務状況 (貸借対照表・損益計算書・法人税申告書・納税証明書)	自己資本比率、流動比率、固定比率、経常利益等が良好である場合について、優位に評価する。 法人税等の滞納がある場合は選定しない。	30点
履行実績及び 管理運営能力	過去3ヶ年以上継続の履行実績	①SA・PA・道の駅において、直接あるいは指定管理者、委託、テナント等の形態での実績（同種業務）がある場合に優位に評価する。 ②飲食業、コンビニエンスストアその他類似した形態での実績（類似業務）がある場合に優位に評価する。	15点

【主要提案項目】

※各施設ごとに評価

評価項目	評価の着目点	判断基準	評価のウエイト
飲食施設	適切なレイアウト 衛生管理面の取組 飲食施設の運営等についての工夫・提案	実施方針・実施内容等 利用者の利便向上に関する優れた提案を優位に評価する。	30点 (10×3)
物販施設	適切なレイアウト 衛生管理面の取組 物販施設の運営等についての工夫・提案	実施方針・実施内容等 利用者の利便向上に関する優れた提案を優位に評価する。	30点 (10×3)

情報施設	施設利用者への情報提供 情報施設の運営等についての工夫・提案	実施方針・実施内容等 施設利用者への情報提供に関する優れた提案を優位に評価する。	30点 (10×3)
駐車場対策	長時間駐車対策	実施方針・実施内容等 施設利用目的以外の車両放置に対する対応可能な取り組みの提案で優れたものを優位に評価する。 ※コインパーキング等料金収受機械の設置は出来ません。	30点 (10×3)
給油施設 ※設置は任意	給油施設の設置（左方SA上り・下りに限る）	実施方針・実施内容等 給油施設を占用許可期間において継続して営業する場合について、優位に評価する。	10点 (5×2)
プレゼンテーション (ヒアリング)	確実性・理解度等	業務全般について理解度が高く、曖昧な説明がなく、確実な履行が期待できる場合に評価する。 ※書類審査の結果、上位3～5社を対象に実施する場合	15点 (5×3)

【追加提案項目】

※各施設ごとに評価

評価項目	評価の着目点	判断基準	評価のウエイト
駐車場関係	清掃、ゴミ処理、 その他有益な取組	実施方針・実施内容等 募集要項で義務付けられている事項について、実施計画が提出されない場合は選定しない。 その他有益な取組の提案を優位に評価する。	30点 (10×3)
トイレ関係	清掃、ゴミ処理、 その他有益な取組		30点 (10×3)
道路管理者への協力等	道案内の実施、事故・非常時における対応、平常時の災害対応訓練、花壇及び緑地帯の除草並びに樹木の剪定等、道路管理に対する協力		30点 (10×3)
その他	地域貢献	実施方針・実施内容等 地域振興、地域協働に関する優れた提案を優位に評価する。 その他有益な取組の提案を優位に評価する。	30点 (10×3)
プレゼンテーション (ヒアリング)	確実性・理解度等	業務全般について理解度が高く、曖昧な説明がなく、確実な履行が期待できる場合に評価する。	15点 (5×3)

	※書類審査の結果、上位3～5社を対象に実施する場合
--	---------------------------

合 計	325 点
-----	-------

■ 6 スケジュール

公募開始	平成25年 4月25日
現地説明会申込み締切	平成25年 5月15日
現地説明会 (佐方SA(上り・下り))	平成25年 5月16日
(今津PA)	平成25年 5月17日
質問の受付	平成25年 4月25日～平成25年 6月12日
申込書受付締切	平成25年 6月14日
占用希望者の審査、選定	平成25年 7月下旬
選定通知の発送	選定後すみやかに
道路占用許可申請期限	平成26年 2月14日
営業開始	平成26年 4月 1日

■ 7 占用予定者の公表等

- 1) 選定結果につきましては、占用予定者に選定の通知を行うとともに、ホームページ等で公表します。
- 2) 現存する建物を利用するものとして選定された場合において、8月末までに現占用者から建物の所有権の承継に関して合意を得ることができなかつたときは、占用予定者としての地位を失います。
承継に関して合意を得ることができなかつたときは、次点の応募者に対して改めて占用予定者として選定の通知を行うとともに、変更後の占用予定者についてホームページ等で公表します。

■ 8 その他

- 1) 道路占用許可申請手続
道路占用許可申請手続については、占用予定者に別途通知します。
特段の理由なく、上記期間内に道路占用許可申請手続が行われない場合は、占用予定者としての地位を失う場合があります。

■ 9 費用負担

占用許可施設あるいは現建物の承継に要した費用、道路占用料等公租公課、事業実施に当たり必要な費用、募集への参加及び道路占用許可申請に関する一切の費用は、応募者の負担とします。

■ 1 0 問い合わせ先

広島市中区上八丁堀 6 - 3 0

中国地方整備局 道路部 路政課 宛

担当 梅木、^{うめき} ^{かしむら} 榎村

TEL 0 8 2 - 2 2 1 - 9 2 3 1 (代表)

■ 1 1 施設管理事務所

【佐方 SA】

広島国道事務所：担当 管理第一課

TEL 0 8 2 - 2 8 1 - 4 1 3 4

【今津 PA】

福山河川国道事務所：担当 道路管理第一課

TEL 0 8 4 - 9 2 3 - 2 5 5 3

【参考】

(1) 交通量等

交通量等は以下のとおりですが、現在の状況と異なる場合があります。

なお、今津 PA が接続する本線の 4 車線化工事を、平成 28 年度にかけて実施の予定です。

※立寄車両にはトイレのみの利用の場合も含まれます。

名 称	交通量 (台/日)	立寄車両 (台/日)
佐方 SA (上り)	67,184 台	1, 5 1 0 台
佐方 SA (下り)		1, 5 8 0 台
今津 PA (上り)	49,005 台	1, 2 5 0 台

※佐方 SA 交通量は、平成 22 年西広島 B P 廿日市市平良 2 丁目 24 時間交通量データ。

立寄車両数は、平成 14 年 12 月調査 (道路管理者実施) の立寄車両データと平成 22 年度道路交通センサスデータから推計。

※今津 PA 交通量は、平成 22 年松永道路福山市今津町 24 時間交通量データ。

立寄車両台数は平成 15 年 9 月調査 (道路管理者実施) の立寄車両データと平成 22 年度道路交通センサスデータから推計。

(2) 簿価等

施 設 名	建物等簿価	開業年月日
佐方 SA (上り) 休憩所	915 千円	昭和 49 年 8 月 10 日
佐方 SA (上り) 給油所	3,405 千円	昭和 49 年 10 月 1 日
佐方 SA (下り) 休憩所	16,331 千円	昭和 49 年 10 月 17 日

佐方 SA (下り) 給油所	3,342 千円	昭和 49 年 10 月 1 日
今津 PA (上り) 休憩所	15,191 千円	平成 2 年 12 月 15 日

※ 給油所については、ガソリントタンク等地下施設は含まれていません。

※ 簿価は、平成 25 年 3 月 31 日時点のもので、営業に使用する備品等は含まれていません。

(3) 占用料の算定方法：詳細については、道路法第 3 2 条の道路占用許可申請時に提示

1) 今回の道路占用許可申請に係る占用料(原状回復後占用を開始する場合は日割り計算による)

①積算占用料単価(円/㎡)

近傍類似の地価×0.028(道路法施行令に定められた率)

②収益占用料単価(円/㎡)

佐方 SA・今津 PA

(前年度売上高÷占用面積)×(類似の土地に存する施設の売上高対賃料比率)×(土地及び占用許可施設の管理経費を除く純賃料比率)×(純賃料に占める土地の帰属割合)

③決定占用料単価(円/㎡)

(①+②)÷2

※売上収入額の算定にあたっては、現占用者の平成 25 年度売上高を使用します。

※道路法施行令の改正により、変更になる場合もあります。

※近傍類似の地価、類似の土地に存する施設の売上高対賃料比率、土地及び占用許可施設の管理経費を除く純賃料比率、純賃料に占める土地の帰属割合については、別途不動産鑑定士による意見書により決定します。

なお、上記占用面積は、現占用許可施設の面積ですので、新たな建物等を設置する場合はその面積が占用面積となります。

2) 原状回復までの間、必要最低限の道路サービスの提供を行う場合の占用料(佐方 SA)

占用料単価 200 円/㎡/月(道路法施行令別表：道路法第 3 2 条第 1 項第 6 号に掲げる施設「その他のもの(乙地)」)

3) 現行の占用料

①佐方 SA (上り)

休憩所 (208 ㎡) 239,408 円/年

給油所 (464 ㎡) 565,616 円/年

②佐方 SA (下り)

休憩所 (502 ㎡) 588,344 円/年

給油所 (514 ㎡) 639,930 円/年

③今津 PA (上り)

休憩所 (419 ㎡) 791,072 円/年

(4) 浄化槽維持費等

浄化槽維持費等については、浄化設備に係る道路管理者と占有者との実績使用水量比率により按分のうえ負担していただきます。

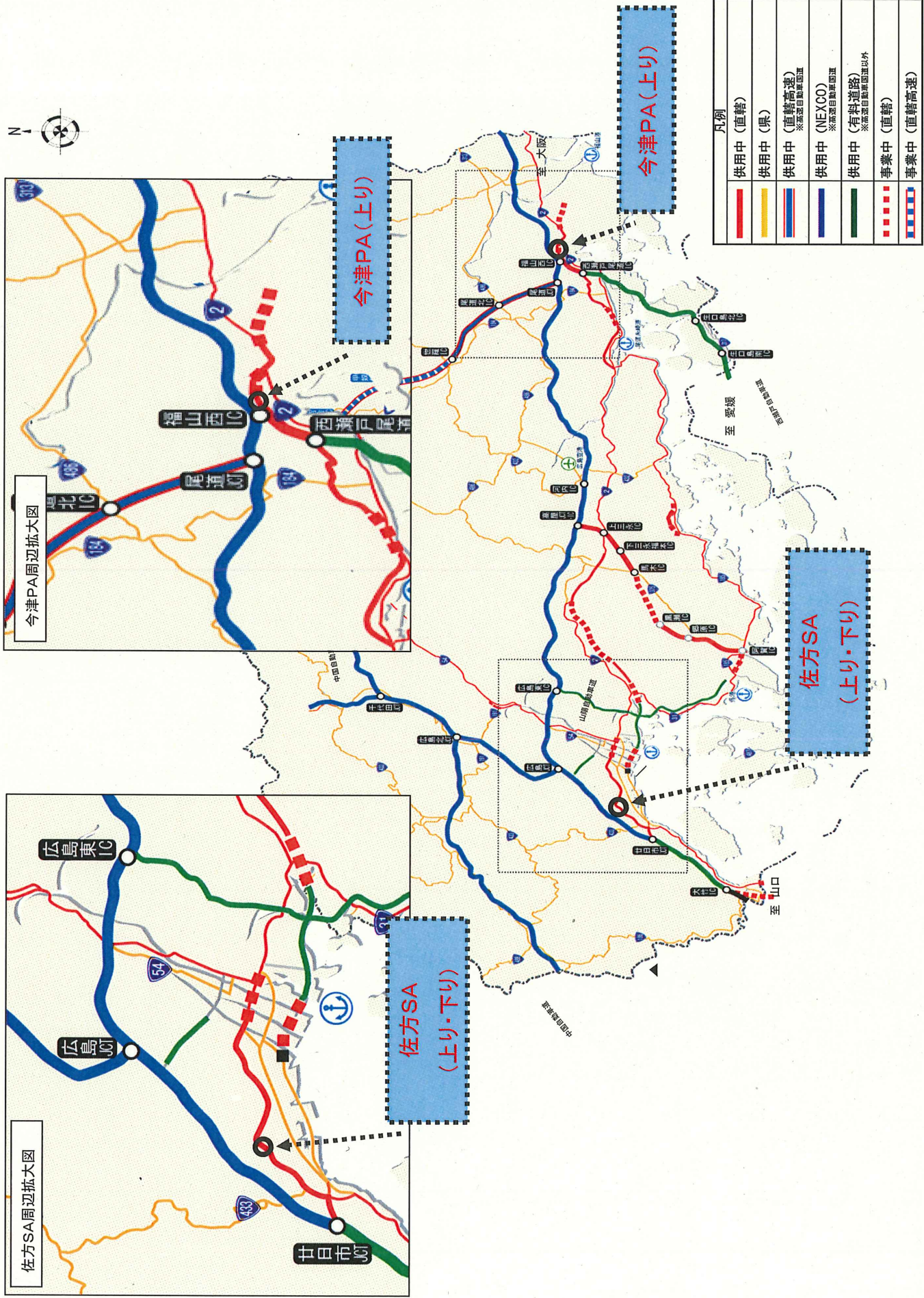
【佐方SA：平成23年度実績】

- | | |
|---------------|--|
| ○浄化槽維持管理費 | 年間 2,236,500 円 (上り・下り合計額) |
| ○浄化槽に係る電気料の負担 | 月約 1 万 5 千円程度 (上り約 6 千円、下り約 9 千円) |
| ○共用施設の水道料の負担 | 隔月約 1 5 万円
(上り約 6 万円、下り約 9 万円 隔月中旬納入期限) |

【今津PA：平成23年度実績】

- | | |
|---------------|-------------------------|
| ○浄化槽維持管理費 | 年間 738,003 円 (支払いは毎月) |
| ○浄化槽に係る電気料の負担 | 月約 6 千円程度 |
| ○共用施設の水道料の負担 | 隔月約 6 万 5 千円程度 (支払いは隔月) |

位置図



今津PA周辺拡大図

佐方SA周辺拡大図

占有許可条件書(佐方SA)

(一般条件)

道路法第32条に基づき占有する事業者(以下、「占有者」という。)は、道路法、同法施行令その他関係法令を遵守するほか、次の条件に従わなければならない。

01. 着手届及び完了届: 占有に関する工事を行う場合、あらかじめ広島国道事務所広島維持出張所(以下「出張所」という。)に着手届を提出し、その指示を受けること。また、工事が完了したときは、速やかに出張所に完了届を提出し、その検査を受けること。
02. 工期変更: 占有に際し、工事を伴う場合で占有の許可を受けた工事期間内に着手できない特別の事情があるとき又は完了する見込みがないときは、あらかじめ出張所に届け出て必要な指示を受けること。
03. 維持管理: 占有物件は、道路の構造、保全上若しくは道路の交通上又は公益上障害とならないよう、占有者の負担において、適正に維持管理すること。なお、これらのことについて出張所が指示したときはその指示に従うこと。
04. 禁止行為: 占有物件には、許可なく他の物件等(広告、看板、標識、幕等)を添架、添付しないこと。
05. 変更: 占有の許可内容を変更する場合は、あらかじめ道路占有許可申請書(変更)を提出し、許可を受けること。ただし、軽易な変更である場合、又は占有物件の保守、試掘を行う場合は、あらかじめ出張所に届け出ることで足りることとするが、道路上の作業を伴う場合、作業の21日前までに届け出ること。
06. 道路に被害を与えた場合: 占有者は、占有物件の設置又は管理の瑕疵に起因して道路を損傷し又は汚損したときは、速やかに出張所に届け出るとともに、その指示に従い道路を原状に回復する、又はその費用を負担すること。
07. 損害賠償及び紛争解決: 占有者は、占有物件の設置又は管理の瑕疵に起因して第三者に損害を与え又は第三者と紛争を生じたときは、損害を賠償する等、占有者の責任で紛争を解決すること。
08. 更新: 占有期間満了後も引き続き占有をしようとする場合は、あらかじめ出張所に新たに道路占有許可申請書(更新)を提出し、許可を受けること。
09. 廃止: 占有者は占有を廃止しようとするときは、あらかじめ道路占有廃止届を出張所に届け出ること。

10. 原状回復：占有期間が満了し、または占有を廃止した場合又は占有の許可を取り消された場合は、ただちに占有物件を除却し道路を原状に回復することとなるが、その場合はあらかじめ出張所に届け出て必要な指示を受けること。なお、道路を原状に回復することが不適當な場合で、道路管理者において必要な措置を指示したときはこれに従うこと。
11. 占有料：占有料金は、別途、(分任)歳入徴収官が発行する納入告知書により、指定期日までに納入すること。また、法令の改正等により占有料が変更された場合は、改正後の規定による占有料を納入すること。なお、既に納めた占有料は、特別の場合を除き返還しない。(占有料が発生しない場合は、この限りではない。)
12. 譲渡・転貸：道路の占有権を他人に譲渡し、若しくは貸与または担保その他の私権の目的に供しないこと。ただし、あらかじめ道路管理者の許可を受けた場合はこの限りではない。
13. 相続・合併・承継：相続、合併その他の一般承継によって、この占有の許可に基づく権利を承継した者は、その承継の日から30日以内に権利承継届を出張所に届け出ること。
14. 住所・氏名等の変更：住所若しくは事務所の位置または氏名若しくは商号等を変更したときは、変更した日から30日以内に住所等変更届を出張所に届け出ること。
15. 許可の取消・移転等：次に掲げる場合には、許可の取消等の処分をし、及び占有物件の改築、移転、除却等の必要な措置を命ずることがある。
 - (1) 道路法若しくは道路法の規定に基づく命令の規定又はこの許可に違反したとき。
 - (2) この許可に付した条件に違反したとき。
 - (3) 詐偽その他不正な手段によりこの許可を受けていたとき。
 - (4) 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
 - (5) 道路の構造又は交通に著しい支障が生じたとき。
 - (6) 第4号及び第5号に掲げる場合のほか、道路管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。
16. 許可の取消等に係る費用の負担：前項の規定により処分を受け、又は必要な措置を命ぜられた場合で、前項第1号から第4号に該当する場合は、当該義務履行に要する費用は占有者の負担とする。
17. その他：道路管理者が道路管理上必要に応じ指示したときは、速やかにその指示に従うこと。

(特記条件)

01. 「一般国道2号西広島バイパス佐方サービスエリア及び一般国道2号松永道路今津パーキングエリア占用希望者募集要項」に記載された、募集内容を遵守すること。
02. 占用者が行った応募時の提案書の記載内容を履行すること。ただし、道路管理者が必要ないと判断したものは除く。
社会情勢の変化等によりやむを得ず見直しを行う場合には、事前に道路管理者に協議をすること。
03. 「一般国道2号西広島バイパス佐方サービスエリアの管理に関する覚書」(別紙2-1)を遵守すること。
04. 占用者が行う占用物件を公益上支障とならないよう維持管理していない場合、あるいは、清掃等が「一般国道2号西広島バイパス佐方サービスエリアの管理に関する覚書」を遵守していない場合、道路管理者は、占用者に対して改善の勧告を行うので、一定期間内に改善計画書の提出を行うこと。
なお、占用者が改善計画書に基づき当該期間内に改善することができなかった場合、占用許可条件違反として、道路管理者は、当該占用許可を取り消し、あるいは占用期間の更新申請を不許可とするので、占用者は、占用者の負担により道路を原状に回復させるものとする。
05. 占用者の都合で占用を廃止あるいは休止する場合は、6ヶ月前までには、出張所に申し出たうえで、必要な指示を受けること。
06. 占用者は、火災予防を図り、安全な構造を保つとともに煤煙、臭気、騒音等の発生防止に十分留意し、占用物件の美観を損なわないよう維持管理すること。
07. 占用者は、占用施設には、施設の経営、維持に必要な最小限の燃料等を除いては、危険物又は引火物等を貯蔵しないこと。
08. 占用施設には、出張所長の指示する場所に占用許可番号、占用の目的、期間、面積、占用者の住所及び氏名を明記した標札を掲示すること。
09. 占用敷地内に設置する自動販売機には管理者を明示するとともに、故障等トラブル防止のために万全な対策を講じること。
10. 清掃の実施、長時間駐車対策等の状況について、別途定める様式により翌月10日までに事務所長へ報告すること。
11. 売り上げ状況及び経理状況を、翌年度の6月30日までに事務所長へ報告すること。
なお、場合によっては、報告内容等調査することもある。

一般国道2号西広島バイパス佐方サービスエリアの管理に関する覚書

中国地方整備局広島国道事務所長〇〇〇〇(以下、「道路管理者」という。)と〇〇〇〇(以下、「占有者」という。)は、一般国道2号西広島バイパス佐方サービスエリア(以下、「サービスエリア」という。)の管理について、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、サービスエリアの維持管理について、道路管理者及び占有者の管理範囲、費用負担等を明確にし、利用者の利便と交通の安全を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この協定の適用範囲は、別添図面(別紙2-2、2-3)に示す着色範囲とする。

(維持管理の範囲)

第3条 サービスエリアの維持管理については、次のとおりとする。

1. 駐車場・歩道(歩道橋・地下道含む)

- (1) 清掃は、1回/日以上占有者が行う。
- (2) 駐車場周りの側溝の清掃は、占有者が行う。

2. トイレ

- (1) 清掃は、2回/日以上占有者が行う。
- (2) トイレトペーパーの常備、洗面所の石鹸の補充、電球の取り替え及び簡単な機器の故障の修繕等日常的な維持管理は、占有者が行う。
- (3) 遊離石灰による配水管の目詰まり防止のため、定期的に点検し、高圧洗浄等の適切な措置を実施するのは、占有者が行う。
- (4) 機器の故障のうち専門業者による修繕は必要なものは、道路管理者が行う。

3. 花壇・緑地帯(歩道部を含む)

- (1) 清掃は、必要に応じ適宜占有者が行う。

4. 道路法面

- (1) 道路法面の管理は、道路管理者が行う。

5. その他

- (1) サービスエリア内のくずかご及び灰皿の設置並びに発生する廃棄物(ゴミ)について

の清掃等の経常的な維持管理は、占有者が行う。

なお、可燃ゴミは週●回(日曜、祭日を含む)搬出処理し、不燃ゴミについては、週●回搬出すること。

(2) 第三者による道路施設の損傷等道路法の規定により処理すべきものは、道路管理者が行う。

(3) 地下道の照明灯については、電球の取り替え等の経常的な維持管理を占有者で行うこと。

(費用負担)

第4条 道路管理者または占有者の維持管理に要する費用は、前条の維持管理の範囲に基づき、各々が負担する。

なお、浄化槽維持経費及び光熱水料については、別途協定を締結のうえ、各々が負担する。

(道路施設の不具合等)

第5条 占有者は、利用者により道路施設の不具合・故障等の通報や苦情を受けた場合は、直ちに道路管理者に報告し、緊急に対応する必要があると判断した場合には、速やかに適切な措置を行うこと。

(道路管理者への協力等)

第6条 占有者は、道路管理の必要上、当局が行う占有施設への立入調査については、これを容認し妨げないこと。

道路管理者が行う工事施工等については、占有者はこれを容認しかつ妨げないものとし、当該工事期間中の損害等については請求することはできない。

(道路情報の提供)

第7条 占有者は、サービスエリアの利用者に対して、道路案内及び道路情報の提供を行うこと。

(緊急時の連絡等)

第8条 占有者は、緊急時の連絡系統図を作成し道路管理者に提出するとともに、道路・サービスエリアにおいて、事故・火災等緊急事態が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき又は連絡を受けた場合は、直ちに被害の拡大防止に必要な初期措置を講じるとともに、道路管理者及び警察署、緊急医療機関等関係機関に報告し、復旧に必要な措置を講じること。

(除雪等)

第9条 占有者は、利用者が安全かつ快適に利用できるよう、必要な除雪及び路面凍結防止等

を実施すること。

(不法行為等)

第10条 占有者は、サービスエリア内において、みだりに物品の販売を行う等の不法行為に対しては、道路管理者に報告するとともに、道路管理者が行う必要な措置に協力すること。

(不可抗力による損害)

第11条 災害その他の不可抗力によって道路が破損したことにより、占有施設が損傷した場合の占有物件の除却等は、占有者の負担において占有者が行う。

(疑義等)

第12条 この覚書に定めのない事項または前条までの条項に疑義が生じた場合は、道路管理者・占有者双方協議のうえ定めるものとする。

この覚書の証として本書2通を作成し、道路管理者・占有者双方押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

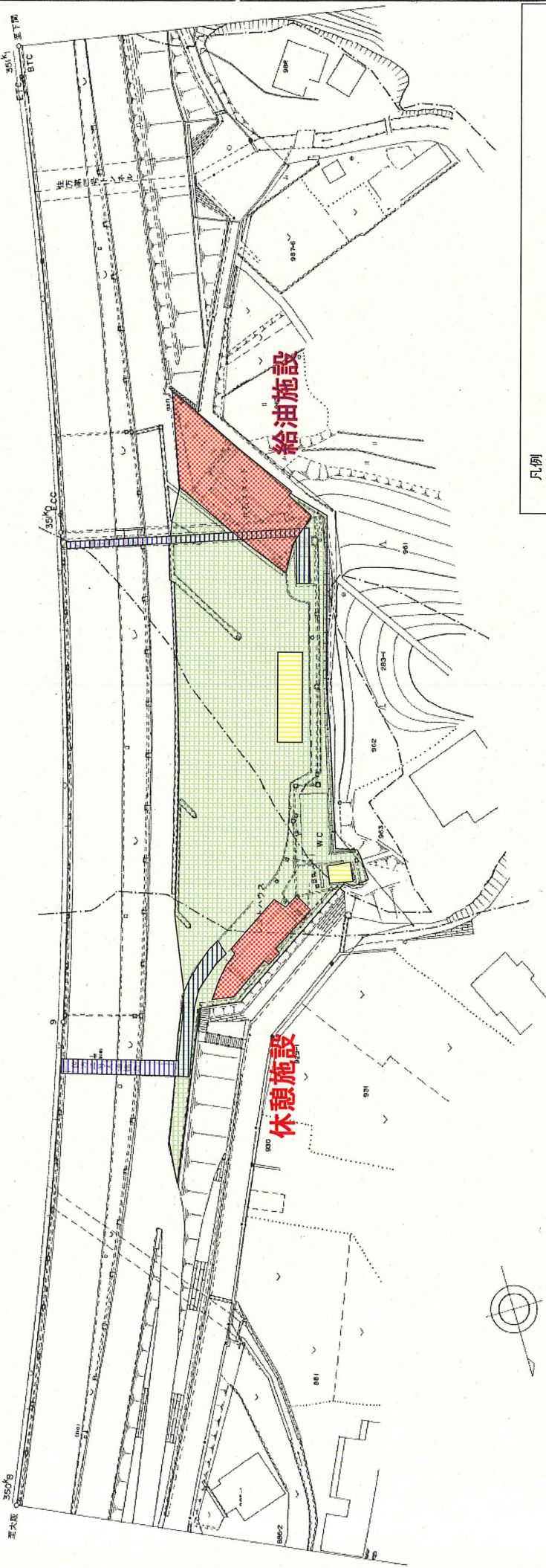
(道路管理者)

(占有者)

35066000 ~ 35067000

佐方サービスエリア(上り)施設概要:平面図

甘日市 市
佐方



凡例

	占用許可施設部分
	「覚書」により占有者が管理する部分
	「覚書」により占有者が管理する部分(歩道橋・地下道)
	道路管理者と占有者との共用施設(受水槽・浄化槽)

佐方サービスエリア(下り)施設概要:平面図

甘日市 佐方

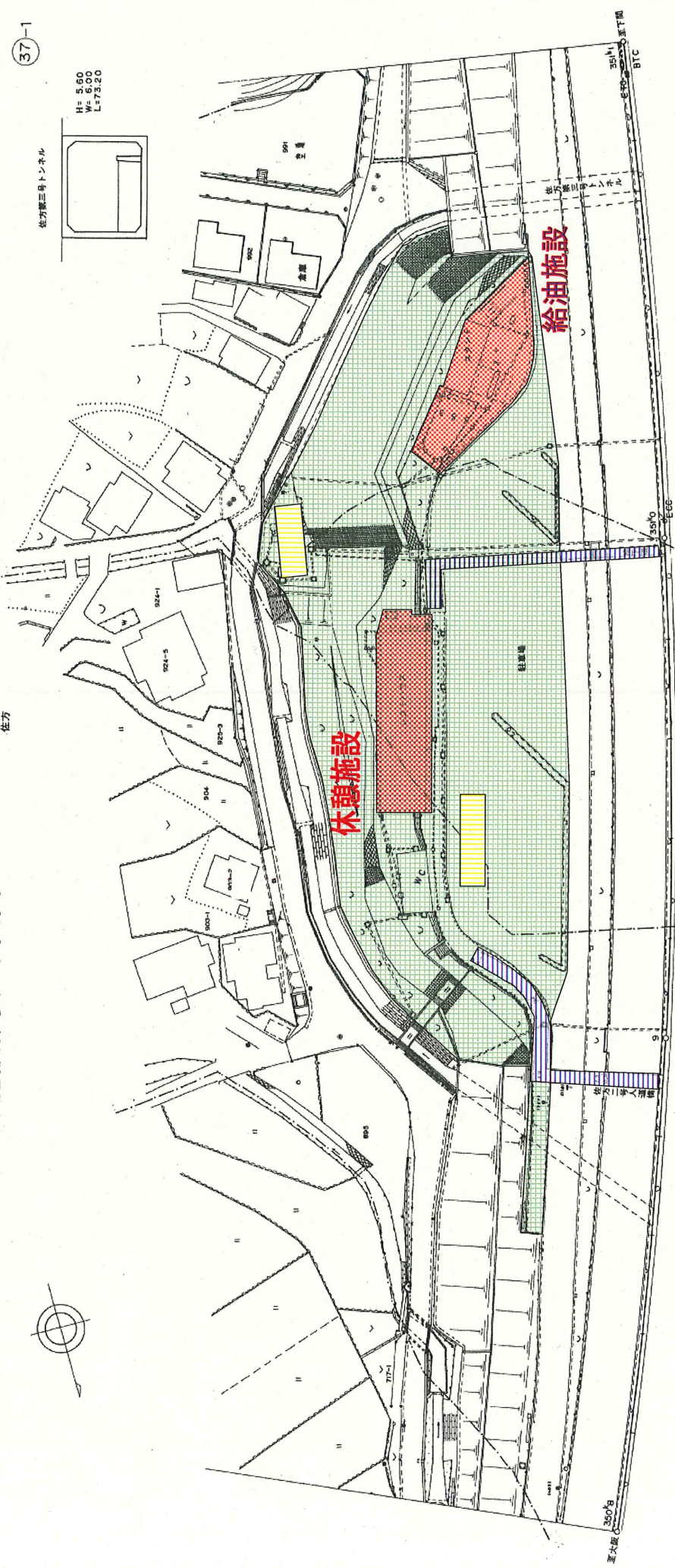
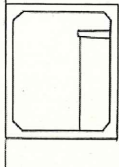
③⑤⑧⑩①③⑤⑦⑨⑪⑬⑮⑰⑱⑲⑳㉑㉓㉕㉗㉙㉛㉝㉟㊱㊳㊵㊷㊹㊻㊽㊿

37-1



佐方第三トンネル

H: 5.60
W: 6.00
L: 75.20

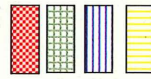


凡例

占用許可施設部分

「覚書」により占有者が管理する部分

「覚書」により占有者が管理する部分(歩道橋・地下道)
道路管理者と占有者との共用施設(受水槽・浄化槽)



占有許可条件書(今津PA)

(一般条件)

道路法第32条に基づき占有する事業者(以下、「占有者」という。)は、道路法、同法施行令その他関係法令を遵守するほか、次の条件に従わなければならない。

01. 着手届及び完了届: 占有に関する工事を行う場合、あらかじめ福山河川国道事務所三原国道維持出張所(以下「出張所」という。)に着手届を提出し、その指示を受けること。また、工事が完了したときは、速やかに出張所に完了届を提出し、その検査を受けること。
02. 工期変更: 占有に際し、工事を伴う場合で占有の許可を受けた工事期間内に着手できない特別の事情があるとき又は完了する見込みがないときは、あらかじめ出張所に届け出て必要な指示を受けること。
03. 維持管理: 占有物件は、道路の構造、保全上若しくは道路の交通上又は公益上障害とならないよう、占有者の負担において、適正に維持管理すること。なお、これらのことについて出張所が指示したときはその指示に従うこと。
04. 禁止行為: 占有物件には、許可なく他の物件等(広告、看板、標識、幕等)を添架、添付しないこと。
05. 変更: 占有の許可内容を変更する場合は、あらかじめ道路占有許可申請書(変更)を提出し、許可を受けること。ただし、軽易な変更である場合、又は占有物件の保守、試掘を行う場合は、あらかじめ出張所に届け出ることとするが、道路上の作業を伴う場合、作業の21日前までに届け出ること。
06. 道路に被害を与えた場合: 占有者は、占有物件の設置又は管理の瑕疵に起因して道路を損傷し又は汚損したときは、速やかに出張所に届け出るとともに、その指示に従い道路を原状に回復する、又はその費用を負担すること。
07. 損害賠償及び紛争解決: 占有者は、占有物件の設置又は管理の瑕疵に起因して第三者に損害を与え又は第三者と紛争を生じたときは、損害を賠償する等、占有者の責任で紛争を解決すること。
08. 更新: 占有期間満了後も引き続き占有をしようとする場合は、あらかじめ出張所に新たに道路占有許可申請書(更新)を提出し、許可を受けること。
09. 廃止: 占有者は占有を廃止しようとするときは、あらかじめ道路占有廃止届を出張所に届け出ること。

10. 原状回復: 占用期間が満了し、または占用を廃止した場合又は占用の許可を取り消された場合は、ただちに占用物件を除去し道路を原状に回復することとなるが、その場合はあらかじめ出張所に届け出て必要な指示を受けること。なお、道路を原状に回復することが不適當な場合で、道路管理者において必要な措置を指示したときはこれに従うこと。
11. 占用料: 占用料金は、別途、(分任)歳入徴収官が発行する納入告知書により、指定期日までに納入すること。また、法令の改正等により占用料が変更された場合は、改正後の規定による占用料を納入すること。なお、既に納めた占用料は、特別の場合を除き返還しない。(占用料が発生しない場合は、この限りではない。)
12. 譲渡・転貸: 道路の占用権を他人に譲渡し、若しくは貸与しまたは担保その他の私権の目的に供しないこと。ただし、あらかじめ道路管理者の許可を受けた場合はこの限りではない。
13. 相続・合併・承継: 相続、合併その他の一般承継によって、この占用の許可に基づく権利を承継した者は、その承継の日から30日以内に権利承継届を出張所に届け出ること。
14. 住所・氏名等の変更: 住所若しくは事務所の位置または氏名若しくは商号等を変更したときは、変更した日から30日以内に住所等変更届を出張所に届け出ること。
15. 許可の取消・移転等: 次に掲げる場合には、許可の取消等の処分をし、及び占用物件の改築、移転、除却等の必要な措置を命ずることがある。
 - (1) 道路法若しくは道路法の規定に基づく命令の規定又はこの許可に違反したとき。
 - (2) この許可に付した条件に違反したとき。
 - (3) 詐偽その他不正な手段によりこの許可を受けていたとき。
 - (4) 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
 - (5) 道路の構造又は交通に著しい支障が生じたとき。
 - (6) 第4号及び第5号に掲げる場合のほか、道路管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。
16. 許可の取消等に係る費用の負担: 前項の規定により処分を受け、又は必要な措置を命ぜられた場合で、前項第1号から第4号に該当する場合は、当該義務履行に要する費用は占用者の負担とする。
17. その他: 道路管理者が道路管理上必要に応じ指示したときは、速やかにその指示に従うこと。

(特記条件)

01. 「一般国道2号西広島バイパス佐方サービスエリア及び一般国道2号松永道路今津パーキングエリア占用希望者募集要項」に記載された、募集内容を遵守すること。
02. 占有者が行った応募時の提案書の記載内容を履行すること。ただし、道路管理者が必要ないと判断したものは除く。
社会情勢の変化等によりやむを得ず見直しを行う場合には、事前に道路管理者に協議をすること。
03. 「一般国道2号松永道路今津パーキングエリアの管理に関する覚書」(別紙3-2)を遵守すること。
04. 占有者が行う占有物件を公益上支障とならないよう維持管理していない場合、あるいは、清掃等が「一般国道2号松永道路今津パーキングエリアの管理に関する覚書」を遵守していない場合、道路管理者は、占有者に対して改善の勧告を行うので、一定期間内に改善計画書の提出を行うこと。
なお、占有者が改善計画書に基づき当該期間内に改善することができなかった場合、占有許可条件違反として、道路管理者は、当該占有許可を取り消し、あるいは占有期間の更新申請を不許可とするので、占有者は、占有者の負担により道路を原状に回復させるものとする。
05. 占有者の都合で占有を廃止あるいは休止する場合は、6ヶ月前までには、出張所に申し出たうえで、必要な指示を受けること。
06. 占有者は、火災予防を図り、安全な構造を保つとともに煤煙、臭気、騒音等の発生防止に十分留意し、占有物件の美観を損なわないよう維持管理すること。
07. 占有者は、占有施設には、施設の経営、維持に必要な最小限の燃料等を除いては、危険物又は引火物等を貯蔵しないこと。
08. 占有施設には、出張所長の指示する場所に占有許可番号、占有の目的、期間、面積、占有者の住所及び氏名を明記した標札を掲示すること。
09. 占有敷地内に設置する自動販売機には管理者を明示するとともに、故障等トラブル防止のために万全な対策を講じること。
10. 清掃の実施、長時間駐車対策等の状況について、別途定める様式により翌月10日までに事務所長へ報告すること。
11. 売り上げ状況及び経理状況を、翌年度の6月30日までに事務所長へ報告すること。
なお、場合によっては、報告内容等調査することもある。

一般国道2号松永道路今津パーキングエリアの管理に関する覚書

中国地方整備局福山河川国道事務所長〇〇〇〇(以下、「道路管理者」という。)と〇〇〇〇(以下、「占有者」という。)は、一般国道2号松永道路今津パーキングエリア(以下、「パーキングエリア」という。)の管理について、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、パーキングエリアの維持管理について、道路管理者及び占有者の管理範囲、費用負担等を明確にし、利用者の利便と交通の安全を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この覚書の適用範囲は、別添図面(別紙3-2)に示す着色範囲とする。

(維持管理の範囲)

第3条 パーキングエリアの維持管理については、次のとおりとする。

1. 駐車場・歩道

- (1) 清掃は、1回/日以上占有者が行う。
- (2) 駐車場周りの側溝の清掃は、占有者が行う。

2. トイレ

- (1) 清掃は、2回/日以上占有者が行う。
- (2) トイレトペーパーの常備、洗面所の石鹸の補充、電球の取り替え及び簡単な機器の故障の修繕等日常的な維持管理は、占有者が行う。
- (3) 遊離石灰による配水管の目詰まり防止のため、定期的に点検し、高圧洗浄等の適切な措置を実施するのは、占有者が行う。
- (4) 機器の故障のうち専門業者による修繕は必要なものは、道路管理者が行う。

3. 花壇・緑地帯(歩道部を含む)

- (1) 清掃は、必要に応じ適宜占有者が行う。

4. その他

- (1) パーキングエリア内のくずかご及び灰皿の設置並びに発生する廃棄物(ゴミ)についての清掃等の経常的な維持管理は、占有者が行う。

なお、可燃ゴミは週●回(日曜、祭日を含む)搬出処理し、不燃ゴミについては、週●回搬出すること。

(2) 第三者による道路施設の損傷等道路法の規定により処理すべきものは、道路管理者が行う。

(費用負担)

第4条 道路管理者または占有者の維持管理に要する費用は、前条の維持管理の範囲に基づき、各々が負担する。

なお、浄化槽維持経費及び光熱水料については、別途協定を締結のうえ、各々が負担する。

(道路施設の不具合等)

第5条 占有者は、利用者により道路施設の不具合・故障等の通報や苦情を受けた場合は、直ちに道路管理者に報告し、緊急に対応する必要があると判断した場合には、速やかに適切な措置を行うこと。

(道路管理者への協力等)

第6条 占有者は、道路管理の必要上、当局が行う占有施設への立入調査については、これを容認し妨げないこと。

道路管理者が行う工事施工等については、占有者はこれを容認しかつ妨げないものとし、当該工事期間中の損害等については請求することはできない。

(道路情報の提供)

第7条 占有者は、パーキングエリアの利用者に対して、道路案内及び道路情報の提供を行うこと。

(緊急時の連絡等)

第8条 占有者は、緊急時の連絡系統図を作成し道路管理者に提出するとともに、道路・パーキングエリアにおいて、事故・火災等緊急事態が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき又は連絡を受けた場合は、直ちに被害の拡大防止に必要な初期措置を講じるとともに、道路管理者及び警察署、緊急医療機関等関係機関に報告し、復旧に必要な措置を講じること。

(除雪等)

第9条 占有者は、利用者が安全かつ快適に利用できるよう、必要な除雪及び路面凍結防止等を実施すること。

(不法行為等)

第10条 占有者は、パーキングエリア内において、みだりに物品の販売を行う等の不法行為に

対しては、道路管理者に報告するとともに、道路管理者が行う必要な措置に協力すること。

(不可抗力による損害)

第11条 災害その他の不可抗力によって道路が破損したことにより、占用施設が損傷した場合の占用物件の除却等は、占用者の負担において占用者が行う。

(疑義等)

第12条 この覚書に定めのない事項または前条までの条項に疑義が生じた場合は、道路管理者・占用者双方協議のうえ定めるものとする。

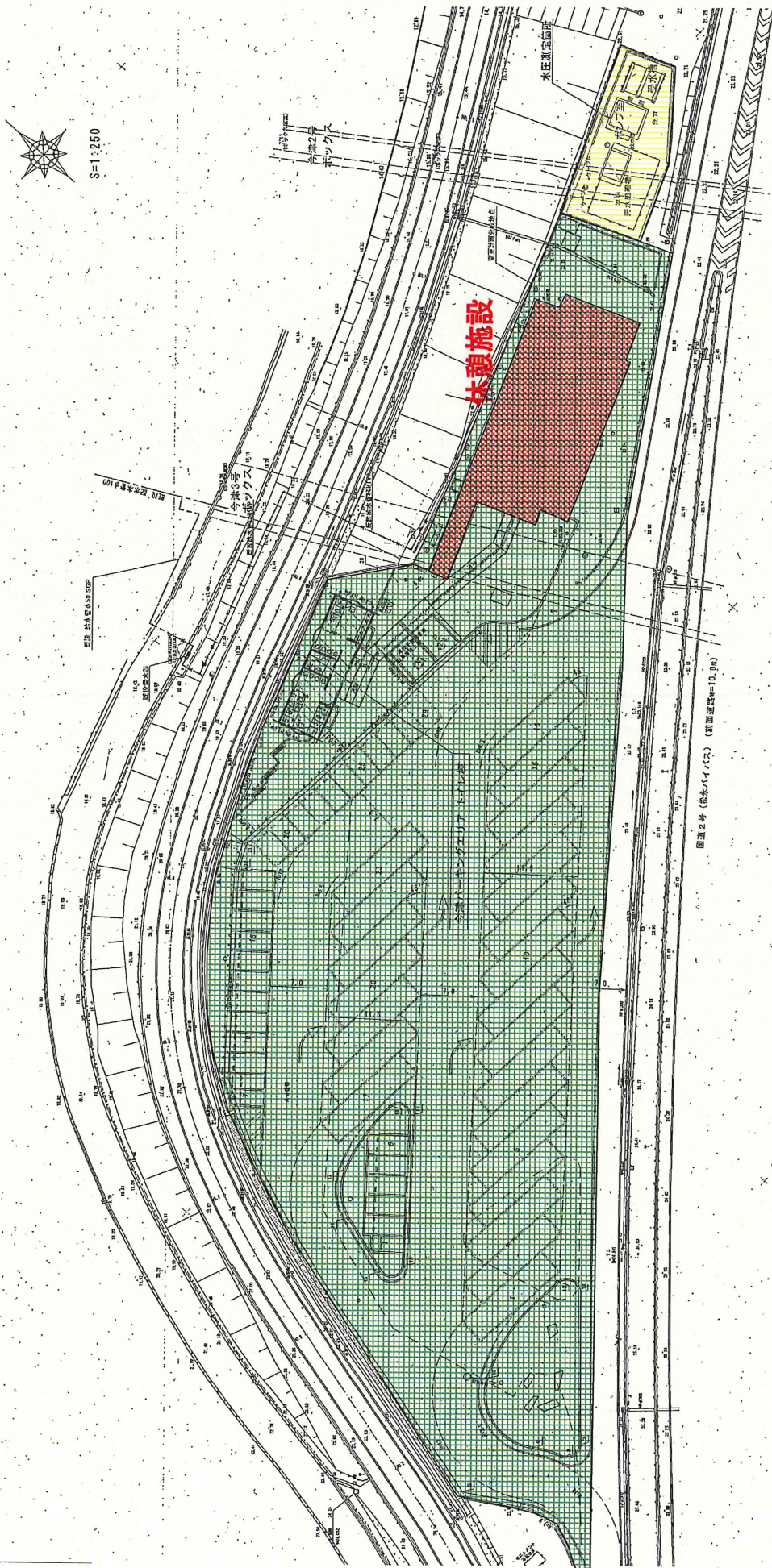
この覚書の証として本書2通を作成し、道路管理者・占用者双方押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

(道路管理者)

(占用者)

今津パーキングエリア施設概要：平面図



S=1:250

凡例

- 占用許可施設部分
- 「覚書」により占有者が管理する部分
- 道路管理者と占有者との共用施設(受水槽・浄化槽・ポンプ室)

一般国道2号西広島バイパス佐方サービスエリア及び
一般国道2号松永道路今津パーキングエリア占用希望者
応募申込書

平成 年 月 日

中国地方整備局長 殿

(〒 -)

住所(所在地)

法人名

代表者氏名

印

(事務担当者)

所属部署

氏名

電話

F A X

平成25年4月25日付けで公募のありました、佐方サービスエリア及び今津パーキングエリアの占用を希望しますので、募集要項の内容を承知のうえ、下記1.の書類を添えて応募します。

なお、この応募申込書及び応募に必要な書類等の記載内容については、事実と相違しないことを誓約します。

記

1. 添付書類 ※内容については、募集要項で確認願います。

①提案書(別紙4-1) ※各施設ごとに作成して下さい。

②誓約書(別紙4-2)

③最近3ヶ年の損益計算書・貸借対照表

④最近3ヶ年の法人税申告書の写し・納税証明書

⑤法人登記全部事項証明書(履歴事項証明書) ※3ヶ月以内のものを添付して下さい。

⑥役員名簿及び経歴書 ※様式は任意です。

⑦印鑑証明書 ※3ヶ月以内のものを添付して下さい。

⑧定款または寄付行為

⑨その他必要と思われる書類(会社案内等)

〇〇〇〇に対する提案

許可条件及び覚書の記載事項を熟読のうえ作成して下さい

佐方SA（上り）・佐方SA（下り）・今津PA個別に作成して下さい。

【基本的項目】

1. イメージ図

2. 施設の形態について

新設

既存建物を利用

※いずれかを選択して下さい。

3. 同種業務又は類似業務の実績

施設名	所在市町村	営業期間	施設規模	営業内容
〇〇SA	〇〇市	H20.4.1～H24.3.31	60席	飲食業：フードコート
△△PA	△△市	H15.4.1～営業継続中	20㎡	飲食業：麺類提供
□□ドライブイン	□□市	H18.4.1～営業継続中	30席	飲食業：レストラン

【主要提案項目】

1. 飲食施設

1) 実施方針・実施方法・実施体制（直営／委託）

※配置予定人員、営業時間等

2) 施設のレイアウト

3) 衛生管理面の取り組み ※発生するゴミ処理などについて記載して下さい。

4) 飲食施設の運営についての工夫、提案

2. 物販施設

1) 実施方針・実施方法・実施体制（直営／委託）

※配置予定人員、営業時間等

2) 施設のレイアウト

3) 衛生管理面の取り組み ※発生するゴミ処理などについて記載して下さい。

4) 物販施設の運営についての工夫、提案

3. 情報施設

1) 実施方針・実施方法・実施体制（直営／委託）

※配置予定人員、営業時間等

2) 情報提供可能スペースの確保

3) 情報施設の運営についての工夫、提案

4. 駐車場対策

1) 実施方針・実施方法・実施体制

※配置予定人員等

2) 長時間駐車対策について占有者として対応可能な取り組み

5. 給油施設

- 1) 給油施設の営業を する しない ※いずれかを選択して下さい。
- 2) 実施方針・実施方法・実施体制
例：〇〇社に業務委託。営業時間 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇。
※配置予定人員等
- 3) 営業する場合の施設の利用形態について
新 設 既存建物を利用 ※いずれかを選択して下さい。

【追加提案項目】

1. 駐車場関係

- 1) 清掃：実施方針・実施方法・実施回数・実施体制・その他有益な取組
※最低1日1回
例：〇〇社に業務委託。〇時に〇名体制で実施等
- 2) ゴミ処理及びその他有益な取り組み等

2. トイレ関係

- 1) 清掃：実施方針・実施方法・実施回数・実施体制・その他有益な取組 ※最低1日2回
例：〇〇社に業務委託。〇〇時と〇〇時に〇名体制で実施等
- 2) 消耗品交換等
- 3) トイレの維持管理及びその他有益な取り組み等

3. 道路管理者への協力等

- 1) 実施方針・実施方法・実施体制
※配置予定人員等
- 2) 道路情報等の提供 ※施設利用者に対する道案内等について記載して下さい。
- 3) 災害対応等非常時対応
例：施設における職員の事故・災害等の対応、平常時における教育・訓練等
- 4) その他道路管理者への協力等についての工夫・提案
例：花壇及び緑地帯の除草、樹木の剪定、草花の植え替え及び散水等の維持管理

4. その他

- 1) 地域貢献
例：地産地消及び地元雇用の観点からの取り組み
：ボランティアロード(植栽帯の管理等)の取り組み
- 2) 実施方針・実施方法・実施体制
※配置予定人員等

注) これは「例示」です。項目、表形式、箇条書きなど工夫して、アピールするところを記載して下さい。
A4版6ページ程度にまとめてください。(イメージ図を除く)

中国地方整備局長 殿

平成 年 月 日

住所

法人名

代表者氏名

印

平成25年4月25日付けで公募のありました、佐方サービスエリア及び今津パーキングエリアの占有者の募集にあたり、下記のとおり誓約します。

記

1. 暴力団又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に自発的に資金、便宜を供与する等協力し又は暴力団若しくは暴力団構成員を利用する等、これに交わりを持つ者）又は、暴力団員が実質的に経営を支配する者とは再委託しません。
2. 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれらに準じるものとして、排除要請があったときは応募資格を満たさない者とされることに異存はありません。

現地説明会参加申込書

平成 年 月 日

中国地方整備局道路部路政課 行

下記のとおり現地説明会への参加を申し込みます。

1. 【佐方SA】 開催日時:平成25年5月16日(木)午前10時00分～

参加者 所属・氏名	

2. 【今津PA】 開催日時:平成25年5月17日(金)午前10時00分～

参加者 所属・氏名	

※ 参加は2名までとします。

※ 資料等は各自お持ちの上ご参加下さい。

3. 連絡先

法人の名称	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

4. その他

申し込みはメールにて受け付けます。

メールアドレス:senyokoubo@cgr.mlit.go.jp

平成25年5月15日(水)午後5時までにお申し込み下さい。

質 問 書

平成 年 月 日

法人の名称	
担当者所属・氏名	
電話番号	
FAX番号	
募集要項 該当箇所	例) ■2 募集条件 2) 占用範囲について 等
質問内容	

質問書はメールにて受け付けます。

メールアドレス：senyokoubo@cgr.mlit.go.jp

質問受付期限：平成25年6月12日（水）午後5時まで